

## 応募の先着順による市有財産の売却要項

### 1 所在地、数量、売却価格

所在地	登記地目	登記地積 (㎡)	売却価格 (円)
岩手県奥州市水沢羽田町字明正125番	宅地	384.46	7,450,000

※売却物件の詳細については、別添1 物件調書を確認してください。

### 2 購入申込者の資格

次のいずれかに該当する者は、購入申込みをすることができません。

- (1) 当該売買に係る契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 奥州市暴力団排除条例（平成27年奥州市条例第20号）第7条第1項に規定する暴力団関係者その他反社会的団体及びこれらの構成員並びにこれらの者から委託を受けた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する市の職員

### 3 購入申込み

#### (1) 申込方法

申込みに必要な書類を受付場所へ持参のうえ、提出してください。

#### (2) 受付場所

奥州市水沢大手町一丁目1番地

奥州市役所3階 財務部財産運用課販売推進係

#### (3) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除きます。）

#### (4) 申込みに必要な書類

##### ア 個人の場合

- (ア) 市有財産購入申込書（様式1号）
- (イ) 委任状（様式2号） 代理人により購入申込みを行う場合
- (ウ) 住民票の抄本又は謄本 交付後3箇月以内のものに限ります。
- (エ) 本人であることを証する書類の写し
- (オ) 誓約書（様式3号）

##### イ 法人の場合

- (ア) 市有財産購入申込書（様式1号）
- (イ) 委任状（様式2号） 代理人により購入申込みを行う場合
- (ウ) 現在事項証明書 交付後3箇月以内のものに限ります。
- (エ) 印鑑証明書 交付後3箇月以内のものに限ります。
- (オ) 誓約書（様式3号）

### 4 売却の決定

申込みを受け付けた後、提出された書類の審査、購入申込者への聴き取りによる調査等を行い、

売却することを決定したときは市有財産売却決定通知書（様式4号）により購入申込者へ通知します。

## 5 売買契約の締結等

売却の決定後に売買契約を締結します。契約書の様式は、別添2のとおりです。

売買契約を締結した方は、所有権の移転登記が完了するまで、売却物件に係る一切の権利及び義務を他者に譲渡することはできません。

## 6 契約保証金

(1) 売買契約の締結までに、売買代金の100分の5以上に相当する金額を、契約保証金として市が指定する方法により納付してください。

(2) 契約保証金に利子は付しません。

(3) 契約保証金は、下記9により契約が解除された場合は市に帰属するものとします。

## 7 売買代金の納付

(1) 売買契約を締結した日から60日以内に、契約保証金相当額を除く売買代金の全額を納付してください。ただし、納付の期限が奥州市の休日に関する条例（平成18年奥州市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」といいます。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）に当たるときは、その翌日をもって期限とします。

(2) 前号の納付完了後、契約保証金を売買代金に充当します。

## 8 特約事項

引渡しから10年間は、物件を以下の用途に使用することはできません。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途。

## 9 売買契約の解除

市は、契約者がこの要項の規定に違反したとき又は契約内容を履行しないときは、売買契約を解除することができます。

## 10 所有権の移転等

(1) 売却物件の所有権は、契約者が売買代金の全額を納付したときに移転するものとします。また、売却物件は、所有権の移転と同時に、現状のまま引き渡したものとします。

(2) 所有権移転の登記は、売買代金の全額の納付を確認した後に市が行います。

(3) 契約書に貼付する収入印紙、所有権移転の登記に必要な登録免許税等、売買契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、契約者の負担とします。

## 11 その他

売却物件に要する地盤補強工事等は、売却物件の契約不適合に該当するものではなく、当該工事等の費用は契約者の負担となります。

## 市有財産購入申込書

年 月 日

奥州市長 宛

申込者 住所

氏名

印

(法人の場合は、商号又は名称及び代表者氏名)

(個人の場合、申込者氏名が自書の場合は押印を省略できます。)

電話番号

市有財産の売却要項の内容を承知のうえ、下記物件の購入を申し込みます。

### 1 申込物件

所在地	登記地目	登記地積 (㎡)	売却価格 (円)
岩手県奥州市水沢羽田町字明正125番	宅地	384.46	7,450,000

### 2 申込物件の利用目的

### 3 添付書類

- (1) 委任状(様式2号) 代理人により購入申込みを行う場合
- (2) 住民票の抄本又は謄本(交付後3箇月以内のもの) ※個人の場合
- (3) 本人であることを証する書類の写し ※個人の場合
- (4) 現在事項証明書(交付後3箇月以内のもの) ※法人の場合
- (5) 印鑑証明書(交付後3箇月以内のもの) ※法人の場合
- (6) 誓約書(様式3号)

# 委任状

年 月 日

奥州市長 宛

申込者 住所

氏名

印

(法人の場合は、商号又は名称及び代表者氏名)

私は、下記の者を代理人と定め、下記の申込物件の購入申込みを委任します。

## 1 申込物件

所在地	登記地目	登記地積 (㎡)	売却価格 (円)
岩手県奥州市水沢羽田町字明正125番	宅地	384.46	7,450,000

## 2 代理人

住 所	
フリガナ	
氏 名	
電話番号	

## 誓約書

私は、下記物件の購入申込みに当たり、売却要項の2に記載する事項に該当しないことを誓約します。

申込物件

所在地	登記地目	登記地積 (㎡)	売却価格 (円)
岩手県奥州市水沢羽田町字明正125番	宅地	384.46	7,450,000

年 月 日

奥州市長 宛

申込者 住所

氏名

印

(法人の場合は、商号又は名称及び代表者氏名)

第 号  
年 月 日

様

奥州市長

印

市有財産売却決定通知書

年 月 日で申込みのあった下記物件の購入について、売却することと決定したので通知します。

記

申込物件

所在地	登記地目	登記地積 (㎡)	売却価格 (円)
岩手県奥州市水沢羽田町字明正125番	宅地	384.46	7,450,000